令和８年（フ）第１４７６号
名古屋市熱田区一番３丁目９番15号
債務者　谷田　昌隆
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８１号
名古屋市東区黒門町36―１　ラルーチュ205、住民票上の住所愛知県西尾市緑町４丁目７番地２
債務者　鈴木　優也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８６号
名古屋市中川区服部２丁目503番地　メゾンアイリス202号室
債務者　梅野　瑞代
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４９４号
名古屋市中村区名駅２丁目39番16号　ロイメント名駅105号
債務者　藤岡あゆみ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１０号
愛知県北名古屋市西之保中屋敷６番地
債務者　豊米　稔嗣
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１３号
名古屋市南区呼続５丁目16番９号　愛北ビル301号
債務者　高橋　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１８号
名古屋市千種区今池３丁目21番１号　プレステージ千種101号
債務者　櫻井　庸雄
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２８号
愛知県大府市江端町３丁目22番地　　ＢＭ―ＬＯＨＡＳ202号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３４号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟732号
債務者　鈴木ちとみ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５３号
愛知県日進市梅森町北田面676番地１
債務者　下里　里子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７０号
名古屋市中川区松重町４番７号　岩井橋ロイヤルハイツ４Ｃ号
債務者　川﨑　翔平
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８４号
名古屋市港区港陽３丁目６番13号　サンライズ港陽703号
債務者　谷村　明美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１６号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番第482番地
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９６号
名古屋市昭和区福江１丁目４番４号　エスポワール205号
債務者　上田　和枝
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１１号
愛知県北名古屋市徳重広畑41番地　ＥＲＴＯＷＡ103号室
債務者　樋田　恭太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１４号
愛知県瀬戸市菱野台１丁目１番501号
債務者　谷口　君代
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４２号
名古屋市千種区神田町30番12号　シャルムビルなごやかほ～む
債務者　野竹　真歩
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部